

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業  
業績等の監視及び改善要求措置要領

防衛省

# 第1章 総則

## 1. 基本的考え方

### (1) 業績等の監視の基本的考え方

事業期間を通じて安定性を維持し、適正かつ確実に事業が遂行されるよう、事業者の経営管理の状況、事業者が実施する各業務の業績及び実施状況(以下「業績等」という。)並びに要求水準を達成していること及び達成しないおそれがないことについて、事業者自らが確認及び管理する。要求水準を達成していない場合又は達成しないおそれがある場合は、事業者自らが選定企業に対して改善要求を行い、要求水準を満たすようにする。

国は、事業者による確認結果等を監視することにより、要求水準の達成状況を確認する。

### (2) 改善要求措置等の基本的考え方

国は、業績等を監視した結果、事業者の責めに帰す事由により、業績等が要求水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して、改善勧告、支払の減額、契約解除等の改善要求措置を講じる。

## 2. 業績等の監視の方法

- ①事業者は、適正かつ確実に事業を遂行するため、また、そのために適切に自らの業績等を管理するため、事業契約書及び要求水準に基づき、業務の実施方法、工程、自らの業績等の確認の方法及び時期等を示した計画を作成し、国に提出して確認を受ける。
- ②事業者は、上記①の計画に基づき、業務を実施するとともに、自らの業績等が要求水準を達成していることを確認する。
- ③事業者は、事業契約書及び要求水準に定める書類を所定の時期までに国に提出し、上記②による確認の状況を報告する。
- ④国は、事業者の報告に基づき、事業者の業績等が要求水準を達成していることを確認する。
- ⑤国による業績等の監視については、書類による確認を基本とし、必要に応じて実地における確認を行う。

## 3. 改善要求措置の方法

### (1) 改善勧告及び改善・復旧の措置

#### ① 改善勧告

国は、業績等を監視した結果、事業者の責めに帰す事由により、業績等が要求水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して、直

ちに改善及び復旧を図るよう改善勧告を行う。

## ② 改善・復旧計画書の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、次に掲げる事項について示した改善・復旧計画書を作成して、国に提出する。

ア) 業務不履行の内容及び原因

イ) 業務不履行の状況を改善及び復旧する具体的な方法、期限及び責任者

ウ) 事業の実施体制、実施計画等についての必要な改善策

国は、事業者が提出した改善・復旧計画書の内容が、業務不履行の状況を改善及び復旧できる合理的なものであることを確認する。なお、国は、その内容が、業務不履行の状況を改善及び復旧できるものとなっていない、又は合理的でないと判断した場合、改善・復旧計画書の変更及び再提出を求めることができる。

ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等を行うことが合理的と判断される場合については、上記によらず、事業者は自らの責任において適切に応急処置等を行うものとし、これを国に報告する。

## ③ 改善・復旧の措置及び確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、選定企業に対して適切に指導等を行いつつ、直ちに改善及び復旧を図り、国に報告する。国は、事業者からの報告を受け、改善及び復旧が図られたことを確認する。

## ④ 再改善勧告

改善・復旧計画書が提出されない場合、改善・復旧計画書に定められた期限までに改善及び復旧が図られたことが確認できない場合等は、再度上記①の改善勧告を行う。

## (2) 支払の減額措置

改善勧告を行った場合は、国は、サービス対価の減額又は罰則点の付与の措置を講じる。詳細な減額方法及び罰則点の付与方法は、第3章による。

## (3) 選定企業等の変更

改善勧告を繰り返しても、業務不履行の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であると認められた場合、国は、事業者との協議により、業務不履行となっている業務を実施する選定企業又は当該業務を実施する再受任者若しくは下請負人の変更を求めることができる。

## (4) 契約解除

改善勧告を繰り返しても、業務不履行の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であると認められた場合、国は、事業者の債務不履行と判断して、契約の全部又は業務

不履行部分を解除できる。なお、国は、契約の一部解除により、本事業全体の業務履行の継続が明らかに不可能であると判断した場合、事業者の債務不履行等を理由に契約を終了することがある。この場合、国は、事業契約書の定めるところに従い、契約を終了する。

## 第2章 各業務等に係る確認方法

### 1. 本事業の全般管理（事業者の経営状況を含む）に係る確認方法

#### （1）書類による確認

事業者は、業務要求水準書に規定する提出書類を、それぞれの提出時期までに国に提出して確認を受ける。なお、国は事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある場合など、必要に応じて追加の財務状況等に係る書類の提出、報告を求めることができる。

#### （2）聞き取り等による確認

国は、書類による確認を行った結果、必要と認める場合は専門家等による聞き取り調査を実施することができるものとする。

### 2. 本事業衛星の調達及び地上施設の整備に係る確認方法

#### （1）基本的な考え方

本事業衛星の調達及び地上施設の整備に係る業績等の監視は、要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを、各業務の責任者が要求水準に基づき業務の管理及び確認を行った上で、事業者は自らにより確認し、国はその報告に基づき確認を行う。その手順は第1章第2項による。

事業者は、各業務の履行について業務実施計画書等による確認を行うとともに、月間報告書及び業務の履行に伴って作成する各提出書類を基に要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行い、国に報告を行う。

国は、事業者の報告に基づき確認を行うことを基本とし、事業者の提出する業務実施計画書、月間報告書及び各提出書類等を基に、要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行う。

また、国が必要と認めた場合は、設計・製造状況に関して、実地における確認を行う場合がある。

#### （2）書類による確認

事業者は、業務要求水準書に規定する各種提出書類をそれぞれの提出時期までに国に提出し、要求水準の達成状況について確認を受ける。

提出書類は、国の確認に必要な十分な時間の余裕をもって提出する。

国は、事業者が作成する月間報告書により達成状況の確認を行い、確認結果を事業者に交付する。

なお、業務実施計画書及び月間報告書の作成は、業務要求水準書に定める者が実施するものとするが、事業者はこれを提出し包括的な責任を負う。

### **(3) 実地における確認**

事業遂行上の重要な結節において、業務履行の内容や進捗状況等を国としてより詳細に把握し、業務要求水準書等に基づく業務履行に関し事業者と認識を共有することを目的として、事業者による計画、設計、製造、審査の結果等について国は確認を行うとともに、事業者が主催する技術審査等に同席する場合がある。

国が特に重要な工程と認める場合、国は説明の聴取、文書の閲覧、委託先、再委託先等の事業所を含む業務の実施場所への立入り等により、実地における確認を行う

## **3. 本事業衛星の運用及び地上施設の維持管理に係る確認方法**

### **(1) 日常モニタリング**

事業者は、自らの責任により選定企業の業績等及び要求水準達成状況について適切にモニタリングするとともに、当該結果をとりまとめ適切に管理する。

ただし、重大な事象が発生した場合、業務不履行が確認された場合又は本事業衛星の運用や地上施設の維持管理に支障が生じた場合には国に直ちに報告する。

### **(2) 定期モニタリング**

事業者は、(1)に基づき、選定企業の業績等及び要求水準達成状況を自ら確認の上、定期モニタリングに係る確認が必要な提出書類を、業務要求水準書に定める提出時期までに国に提出して確認を受ける。

### **(3) 随時モニタリング**

国が必要と判断した場合、随時に、業績等について、事業者から必要な報告を求める。事業者は確認した内容を速やかに国に報告する。

### **(4) 実地における確認**

(1) から (3) のモニタリングの実施にあたり、国が必要と認める時は、国は実地における確認を行う。事業者は、国の実地における確認に必要な協力を行う。

### 第3章 減額及び罰則点の付与

#### 1. 提案等の未達成による減額等

事業者が自らの提案等（業務要求水準書の記載事項を含む。）を達成できず、修補が困難であることが明らかとなった場合、国は、サービス対価内訳書等に基づき、当該部分に係るサービス対価の減額を行う。

#### 2. 本事業衛星の運用、地上施設の維持管理及び本事業の全般管理に係る減額及び罰則点の付与方法

##### (1) 基本的な考え方

運用期間中の要求水準の未達成等を、①重大な事象、②重大な事象以外の事象に分類し、事業者の責に帰す事由による場合は、その対象となった業務不履行等の内容に対応する支払区分の費用を対象として、減額及び罰則点の付与を行う。

##### (2) 減額算定及び罰則点付与のための区分

重大な事象の発生による減額、重大な事象以外の事象の発生による罰則点の付与は、表1の支払区分毎に行う。

減額及び罰則点付与は、業務不履行を確認した日の属する支払期（以下「当期」という。）の、本事業衛星等運用・維持管理費及び全般管理業務費のうち当該業務不履行の属する支払区分（以下「業務不履行支払区分」という。）又はその他の費用の支払区分の支払予定額に対して行う。

また、業務不履行支払区分の対象となる業務で減額又は罰則点付与を行った場合には、その他の費用の支払区分にも合わせて減額又は罰則点の付与を行う。

表1. 支払区分及び対象となる事象

支払区分	支払区分の構成費目	対象となる事象
1号機運用・維持管理費	1号機衛星運用費 1号機地上施設維持管理費	1号機の衛星運用及び地上施設維持管理に係る以下の要求水準未達成 ・軌道投入及び軌道上での初期性能確認試験 ・バス管制業務 ・中継器等管制業務 ・地上施設の維持管理業務 等
2号機運用・維持管理費	2号機衛星運用費 2号機地上施設維持管理費	2号機の衛星運用及び地上施設維持管理に係る以下の要求水準未達成 ・軌道投入及び軌道上での初期性能確認試験 ・バス管制業務

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中継器等管制業務</li> <li>・地上施設の維持管理業務</li> <li>等</li> </ul>
全般管理業務費	全般管理業務費	本事業の全般管理に係る以下の要求水準未達成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・統括マネジメント業務</li> <li>・Xバンド衛星通信システムに係る技術支援</li> <li>・本事業衛星への保険付保等に係る作業支援</li> <li>・周波数の維持及び無線局再申請・検査に係る作業支援 等</li> </ul>
その他の費用	その他の費用	本事業に関連するその他の業務及び事業者の経営管理等に係る以下の要求水準未達成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の提出書類の不備（提出遅延等）</li> <li>・事業者によるモニタリングの不備</li> <li>・契約事項等の軽微な違反 等</li> </ul>

### (3) 重大な事象に対する減額

#### ① 重大な事象の判断基準

重大な事象は次のいずれかに該当するかどうかにより判断する。

ア) 通信途絶の発生

イ) 本事業衛星の運用又は地上施設の維持管理に起因する本事業衛星の分損

ウ) 保護すべき情報等の漏洩

エ) 重大な事故の発生

オ) 明らかな不作為に起因する事故の発生

カ) 法令違反

キ) 提出書類、報告等における虚偽

上記の他、重大な事象の判断基準は、事業契約の締結後、事業者の作成する素案を踏まえて、国と事業者で協議のうえ、国が定める。

#### ② 改善勧告を行った場合の措置

重大な事象に係る業務不履行を確認し、改善勧告を行った場合、当該業務不履行の内容に応じて業務不履行支払区分又はその他の費用の支払区分の当期の支払予定額の3%相当額を減額する(表1においてその他の費用の対象となる事象に該当する場合は、その他の費用の支払区分から、これ以外の場合は業務不履行支払区分から減額を行う。)

ただし、①のうちア)に係る業務不履行を確認し、改善勧告を行った場合、表2の計算式に基づき減額する。

なお、業務不履行支払区分について減額を行った場合は、その他の費用の当期の支払区分についてもあわせてその支払予定額の3%相当額を減額する。



表 2. 通信途絶に係る減額割合

重大な事象	減額割合
ア) 通信途絶の発生	<p>減額割合 = 3% × 通信途絶が発生した日数</p> <p>なお、ここでいう通信途絶が発生した日数とは、通信途絶が発生した時点から、当該通信途絶が解消したことを国が確認した時点までの日数を1時間単位で算定したうえで、24時間未満の単位は切捨てる。</p> <p>例：50時間の通信途絶は「2日」と評価する。</p>

③ 再改善を行った場合の措置

再改善勧告を行った場合、上記②に加えて、上記②の減額割合相当額を減額する。

④ 業務不履行部分の措置

国は、上記の減額に加えて、業務不履行の日から改善及び復旧を確認した日までの間（以下「業務不履行期間」という。）に係る、当該業務不履行部分の本事業衛星等運用・維持管理費相当額及び全般管理業務費相当額並びに当該業務不履行部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務部分の本事業衛星等運用・維持管理費相当額及び全般管理業務費相当額を支払わない。

(4) 重大な事象以外の事象の評価

① 重大な事象以外の事象の判断基準

重大な事象には該当しない場合について、要求水準を達成しているかどうかにより判断する。国は、重大な事象以外の事象の判断基準を、事業契約の締結後、事業者の作成する素案を踏まえ、国と事業者で協議のうえ、定める。なお、判断基準には、各業務について次の事項を具体化した事項を含める。

- ア) 重大な事象発生時の報告遅延
- イ) 要求水準記載事項の未達成
- ウ) 事業者による速やかな一次対応ができていない場合
- エ) 業務実施方法の誤りによる被害が発生した場合、誤りが繰り返される場合
- オ) 提出書類、報告等の提出遅延
- カ) その他軽微な契約違反

② 改善勧告を行った場合の措置

業務不履行を確認し、改善勧告又は再改善勧告を行った場合は、当該業務不履行の内容に応じて、業務不履行支払区分又はその他費用の支払区分に対して表3に示す罰則点を付与する（表1においてその他の費用の対象となる事象に該当する場合は、その他の

費用の支払区分に、これ以外の場合は業務不履行支払区分に罰則点を付与する。)。なお、業務不履行支払区分に罰則点を付与する場合は、その他の費用の支払区分に対してもあわせて表3に示す罰則点を付与する。

表3. 改善勧告等を行った場合の罰則点

	罰 則 区 分	業務不履行 支払区分	その他の費用 の支払区分
①	改善勧告を行った場合の罰則点 (下記②に該当しない場合)	1点	1点
②	改善勧告を行った場合の罰則点 (当該業務不履行が、当期又は前2期の 支払期限内に発生した「重大な事象以外の 事象」と同一の支払区分に属する場合)	3点	1点
③	再改善勧告を行った場合の罰則点	3点	1点

### ③ 業務不履行部分の措置

国は、上記の措置に加えて、業務不履行期間に係る、当該業務不履行部分の本事業衛星等運用・維持管理費相当額及び全般管理業務費相当額並びに当該業務不履行部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務部分の本事業衛星等運用・維持管理費相当額及び全般管理業務費相当額を支払わない。

## (5) 重大な事象以外の事象に対する減額方法

罰則点の通算方法並びに減額方法は以下のとおりとする。

### ① 罰則点の累積方法

付与された罰則点は支払区分ごとに累積計算する。(②で定義する罰則留保点で相殺した後の累積した罰則点を以下、「累積罰則点」という。)累積罰則点は事業期間にわたって有効であるが、③により減額を行った支払区分については、その時点で累積罰則点を0点とする。

### ② 罰則留保点の付与

業務不履行なく各業務が遂行されている場合、その継続期間(半期単位)に応じて、罰則留保点を付与する。なお、その他の費用に係る支払区分については、全ての業務が不履行なく遂行されている場合に限り、罰則留保点を付与する。

- ・業務不履行なく遂行された期数×1点

罰則留保点は①に係る罰則点を相殺することができるが、累積罰則点が0点の期間中は、罰則留保点は付与されない。

### ③ 罰則点による減額方法

罰則留保点を加味したうえで、支払期末の各支払区分の累積罰則点が何点に達したかに応じて、表4のとおり、累積罰則点1点当たりの減額の割合を設定する。また、各支払区分の当期の支払予定額に累積罰則点と表4の減額の割合を乗じて、減額の金額を算出する。

表4. 各支払区分の累積罰則点に応じた減額の割合

	各支払区分の 累積罰則点	減額の割合	
		業務不履行支払区分	その他の費用の支払区分
①	5点以下	0%	0%
②	6～10点	0%	罰則点1点あたり0.1%
③	11～50点	罰則点1点あたり0.1%	罰則点1点あたり0.1%
④	51点以上	罰則点1点あたり0.2%	罰則点1点あたり0.2%

## 第4章 各衛星の運用終了時に係る業績等の監視

### 1. 業績等の監視の方法

- ①事業者は、各衛星の運用終了時の1年前に、本事業衛星及び地上施設の劣化等の状況報告及び設備・機器等の保全のために必要となる資料の整備状況の報告を行う。
- ②国は、①の報告内容について確認を行い、本事業衛星の軌道外投棄の要否を判断する。
- ③国及び事業者は、②による確認の内容に基づき、必要に応じて協議する。
- ④事業者は、要求水準を満たすよう、事業終了時まで、協議の結果を反映した地上施設の修繕・更新等を行うほか、本事業衛星の運用に必要な各種運用マニュアル等の資料を整備し、国に確認を受ける。

### 2. 確認方法

#### (1) 書類による確認

事業者は、各衛星の運用終了時に国からの確認を受ける必要がある提出書類を、業務要求水準書に従い、それぞれの提出時期までに国に提出して確認を受ける。

#### (2) 実地における確認

国は施設の現況が、上記(1)の資料のとおりであるかどうか実地における確認を行う。事業者は、国の実地における確認に必要な協力を行う。

### 3. 契約の解除

各衛星の運用終了時まで改善が確認されない場合、国は事業者の債務不履行と判断して契約を解除するものとする。